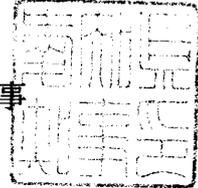


19環活第102-18号

平成19年11月1日

財団法人愛知臨海環境整備センター
理事長 室木 勝彌 殿

愛 知 県 知 事



衣浦港3号地廃棄物最終処分場整備事業に係る環境影響評価準備書に
対する知事意見について（通知）

このことについて、環境影響評価法（平成9年法律第81号）第20条第1項の規定
に基づく環境の保全の見地からの意見は、別添1のとおりです。

なお、関係町長の環境の保全の見地からの意見は、別添2のとおりです。

担当 環境部環境活動推進課
環境影響評価グループ
電話 052-954-6211(ダイヤル)

衣浦港 3 号地廃棄物最終処分場整備事業に係る 環境影響評価準備書に対する知事意見

本事業は、既成市街地に近接した工場立地が進んでいる衣浦港内において、海面埋立により広域的な廃棄物最終処分場を設置するものである。

事業者においては、こうした事業の特性を踏まえ、以下の事項について十分に検討して、その結果を環境影響評価書（以下「評価書」という。）に記載するとともに、関係機関と必要な連携を図りつつ、工事の実施及び供用（廃棄物の搬入、埋立、処分場の管理）の各段階における適切な環境配慮と安全で確実な事業の実施を図り、環境保全に万全を期する必要がある。

1 全般的事項

- (1) 事業の実施に当たっては、予測結果を踏まえ必要な環境保全に関する措置を実施するとともに、環境保全に関する最善の対策や技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減に努めること。
- (2) 環境への影響に関して新たな事実が判明した場合などにおいては、必要に応じ適切な措置を講じること。
- (3) 廃棄物最終処分場の管理型区画の遮水性の確保に万全を期するため、遮水シートなど遮水工の施工管理の徹底や、廃棄物の薄層埋立を適切に行うこと。なお、処分場底面の一部において行う遮水機能の増強対策については、具体的な方法を明らかにすること。
- (4) 廃棄物の受入検査や廃棄物最終処分場の維持管理に関するマニュアル等を作成し、職員の教育・訓練を実施するなどして、その徹底を図ること。
- (5) 環境監視については、関係機関の意見を踏まえ具体的な監視計画を作成し、的確に実施すること。また、監視結果を公表するとともに、必要に応じ適切な措置を講じること。

2 大気質、騒音、振動、悪臭

- (1) 工事用車両及び廃棄物運搬車両の運行に伴う道路沿道への影響をより一層低減するため、準備書に記載された環境配慮事項を徹底するとともに、最新規制適合車の使用について運行者への働きかけを行うこと。また、工事用車両の運行台数の平準化や実行可能な範囲での工事用資材の海上輸送などに努めること。

- (2) 廃棄物埋立時においては、散水を適切に行うなど粉じんの飛散防止を図るとともに、悪臭防止対策を徹底すること。

3 水質、底質

- (1) 護岸工事に当たっては、濁りの影響を低減するため、汚濁防止膜を適切に設置するとともに、環境監視により水の濁りの状況を的確に把握し、必要に応じ適切な措置を講じること。
- (2) 水質保全の観点から排水処理施設の適切な運転管理に努めるとともに、埋立地周囲の海域における底質の環境監視を実施すること。

4 動物、植物、生態系

- (1) 廃棄物最終処分場においてコアジサシ等の希少な鳥類の営巣・繁殖が認められる場合には、必要に応じ専門家の意見を聴き適切な措置を講じること。
- (2) クモ類については、その調査結果を勘案し評価書に記載すること。

5 廃棄物等

事業の実施に当たっては、廃棄物等の発生を抑制することはもとより、再使用又は再生利用を徹底するとともに、再使用又は再生利用できないものについては、適正に処理すること。

6 その他

- (1) 評価書の作成に当たっては、住民などの意見を十分に検討するとともに、住民などにわかりやすい内容となるよう努めること。
- (2) 事業の実施に当たっては、住民などからの環境に関する要望などに対して、適切な対応を図ること。
- (3) 事業者においては、今後とも本事業についての地域住民の理解が深められるよう、積極的な情報提供に努めること。



別添 2

武環収第 3 2 1 号

平成 19 年 10 月 9 日

愛知県知事 神 田 真 秋 様

武豊町長 糸 山 芳 輝



衣浦港 3 号地廃棄物最終処分場整備事業に係る
環境影響評価準備書について (回答)

平成 19 年 8 月 8 日付 19 環活第 102-4 号にて照会のありましたみだしのこ
とにつきましては、下記のとおり回答します。



記

当該事業は、愛知県における廃棄物最終処分場の逼迫から、衣浦港 3 号地の埋立用材を当初計画の浚渫土砂や公共残土等から廃棄物に変更し、新たな公共関与の広域的廃棄物最終処分場を整備しようとするものである。

事業者が作成した環境影響評価準備書 (以下「準備書」という。) では、当該事業の実施が環境に及ぼす影響を予測及び調査した結果、地域の環境保全の基準又は目標との整合が図られているとともに、事業計画を策定する段階で環境に配慮した事項を確実に実施することにより、事業実施区域周辺の環境に及ぼす影響が事業者の実行可能な範囲内で回避・低減されるものと判断されている。

しかしながら、本町としては、工事用車両の運行道路における騒音や浮遊粒子状物質の問題を始め、加木屋断層帯地震が発生した場合の外周護岸の安全性、事業地の底面における不透水性地層の形成等、懸念が拭い切れない点があるので、準備書に記載の環境保全対策の実施はもとより、以下に示す事項について適切に対応し、環境影響をさらに軽減するための配慮をお願いするものである。

1 全般的事項

- ア 事業の実施にあたっては、準備書に記載された環境保全対策の実施にとどまることなく、常に最新の技術と知見の情報収集に努め、環境への負荷の回避・低減対策に反映すること。
- イ 工事中及び供用開始後に準備書段階で予測し得ない環境影響等が生じた場合は、事業の中断・凍結を含め適切な対応策を講ずること。
- ウ 廃棄物の搬入については、当然のことながら臨港道路延長整備区間 (臨港道路武豊美浜線) の完成後とすること。
- エ 徹底した情報公開を行い、透明で開かれた処分場運営を行うこと。また、住民等から事業に対して計画の内容等について説明を求められた場合は、わかりやすく真摯な対応をすること。

オ 事業全般にわたり、住民等の意思・要望を吸い上げ、対応を協議するための機関として、愛知県（事務局担当）及び事業者、武豊町・住民代表・学識経験者等から成る協議会を着工前に設置すること。

カ 埋立後の土地利用については、現在の計画通り工業用地としての利用を前提とし、企業誘致をすること。

2 個別的事項

(1) 事業の内容について

ア 処分場の遮水性の確保のため、当初は浮棧橋工法による薄層埋立としているが、詳細な施工計画を明らかにし、埋立途中において不透水性地層が確保されているか確認しながら慎重に施工すること。

イ 埋立等に伴う圧密沈下で生じる不透水性地層の層厚の減少を考慮し、計画地の一部範囲において遮水機能を増強する対策を行うとしているが、具体的な方法を明示すること。

ウ 外周護岸の側面遮水については二重遮水シートの敷設としているが、その施工管理を厳密に行うこと。また、破れ等毀損した場合の対応方法を明示すること。

エ 地震動による外周護岸の変位に対する安全性を科学的に実証するとともに、変位後の機能回復の方法を明示すること。

オ 周辺環境保全のため、十分な環境監視を行い、その結果を情報公開し、事業者としての説明責任を果たすこと。

カ 不適合廃棄物が搬入されないよう、受入廃棄物の検査体制を二重・三重に強化し安全性に対して万全を期すこと。また、環境保全・防災体制等のマニュアルを作成し的確に対応するとともに、ヒューマンエラーが発生しないよう教育訓練を十分行うこと。

(2) 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の結果について

ア 大気環境（大気質・騒音・振動・悪臭）

(ア) 工事用車両の運行ルートについては、現状の臨港道路及び国道247号を利用する計画となっている。しかし、当該道路は騒音が現時点で環境基準を上回っており、工事用車両が通行することは沿道住民へ更なる負荷をかけることとなる。

このことから、沿道環境への影響を回避もしくは軽減するため具体的な対応策を講じること。

(イ) 大気・騒音・振動の影響を軽減するため、工事資材運搬については護岸工事用資材に限らず可能な限り海上輸送とすること。

(ロ) 工事用車両・廃棄物運搬車両等による沿道環境への影響を低減させるため、最新規制適合車の導入を搬入関連事業者や関係市町村に要請すること。

(ハ) 廃棄物埋立時は散水を適切に行うなど、粉じんの飛散防止を図るとともに悪臭に対して万全の対策を期すこと。

イ 水環境

- (7) 処分場から排出される処理水質管理目標値が示されているが、水処理施設の管理を適切に行い、可能な限り負荷の低減に努めること。
- (イ) 処理水質管理項目が設定されているが、法等の改正により項目の追加等が行われた場合は、項目の見直しなど適切に対応すること。
- (ウ) 潮流の変化による富貴ヨットハーバーへの漂着物の増加は無いとしているが、処分場の影響で漂着物が増加した場合の対応策を関係機関と協議しておくこと。

ウ 動物・植物及び生態系

- (7) 事業予定地内へのコアジサシ等の貴重な鳥類の飛来が確認されているので、営巣、繁殖を適時把握し、確認された場合は配慮すること。
- (イ) 護岸の表面が新たな海藻草類の生育場になると予測されているが、環境監視により確認すること。

(3) 環境影響評価書について

- ア 評価書の作成にあたっては、図表・イラスト等、また、事業内容及び用語についてできるだけ平易な表現を用い、町民にわかりやすいものとする。
- イ 住民等から寄せられた準備書についての環境保全上の意見に対して、十分な検討を行い、評価書に反映させること。

(4) その他

- ア 外周護岸の完成後は、親水の間として釣り広場等の整備を行い、住民に開放すること。